

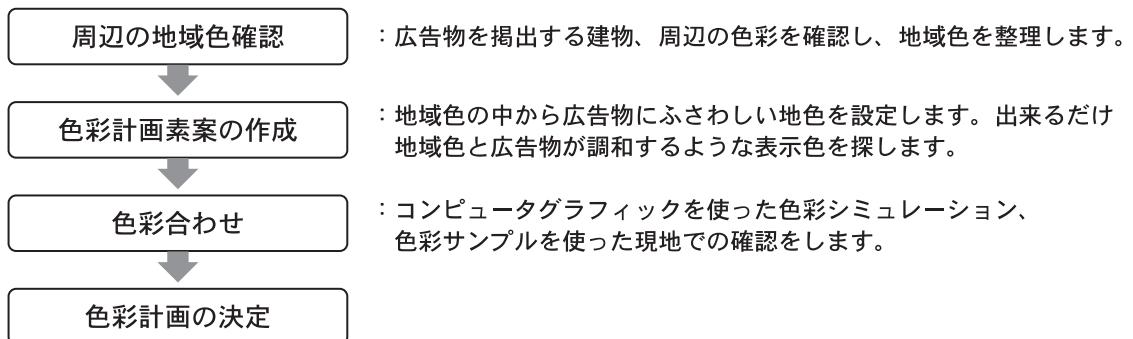
まち並み景観における色彩の考え方

まち並み景観の中では、色彩は、景観を構成している要素を目立たせたり、背景に溶け込ませたり、雰囲気を左右したりするため、配慮することがより重要な事項です。

屋外広告物は、店舗等が発見しやすいように目立つことが求められます。また、商業施設ではにぎわいを演出するため派手な色が使われる傾向にありますが、周辺の景観に与える影響は大きいため、色選びは慎重に行わなければなりません。

屋外広告物の色彩を決めるまで

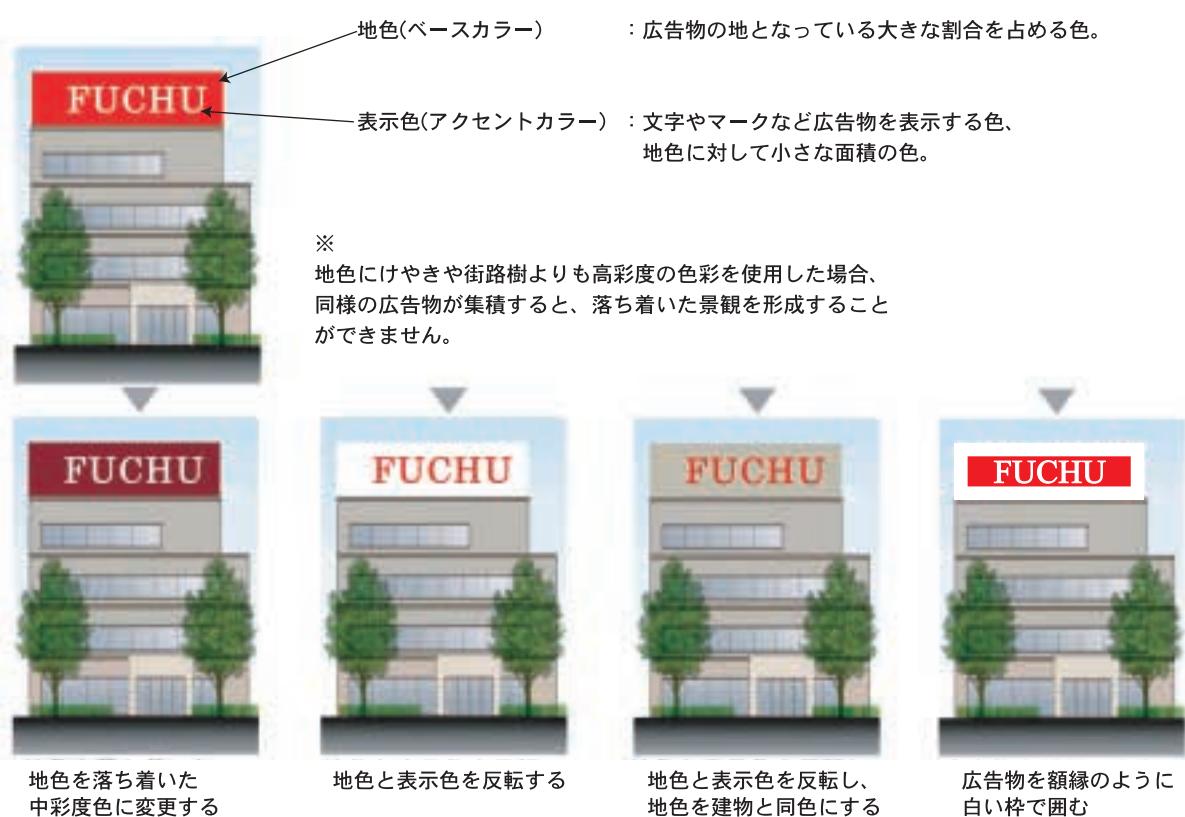
以下の流れを参考に、屋外広告物の色彩を計画してください。また、府中市景観ガイドライン（色彩編）における色彩景観の基礎知識と配慮事項も参照してください。



屋外広告物における色彩計画の配慮事項

ア 屋外広告物の地色と表示色

屋外広告物の色彩は、地色(ベースカラー)と、表示色(アクセントカラー)に分けて考えます。地色は周囲の景観やまち並みに調和させ、主に表示色で企業等のカラーシステムを表現するようにします。



イ 屋外広告物の目指す色彩

近年、大型化とともに周囲の景観と調和しない色彩の屋外広告物が見られることがあります。屋外広告物の色彩は、まち並みと自然環境に調和した色彩とし、地域の持つ歴史・文化・自然などの多様な個性との融合が望まれます。

ウ 地域色と素材の発見

色に対して抱くイメージは人によって微妙に異なります。しかし、その場所に特有の色彩及び素材を客観的に発見し、地域色として色彩イメージを共通認識することができます。広告物もこの地域色を踏まえて計画することが大切です。

エ 色と大きさ

色には膨張する色と収縮する色があり、進出する色と後退する色があります。広告物を大きく見せるか小さく見せるかは、色彩の効果を踏まえ、物と大きさの関係を変えることにより、環境に調和させるという考え方を具体化させることです。

オ 背景で選ぶ色彩

高明度・中彩度のパステルカラーは、やわらかい色として、明るくモダンな景観には親しみやすい色彩ですが、歴史的まち並みでは違和感があります。背景によって、色彩の評価は良くも悪くもなるため、屋外広告物をデザインする時は、まず設置場所の状況を把握することが重要です。

また、彩度が高く、鮮やかになるほど景観の中では目立つ色になるため、自然との調和に配慮する場所では使用を控えるようにします。また、使用する場合もアクセントとして必要最小限の面積にとどめます。



歴史的なまち並みには合い難い



明るくモダンなまち並みにはよく合う



自然景観では低彩度がなじみやすい



高彩度は面積を小さく

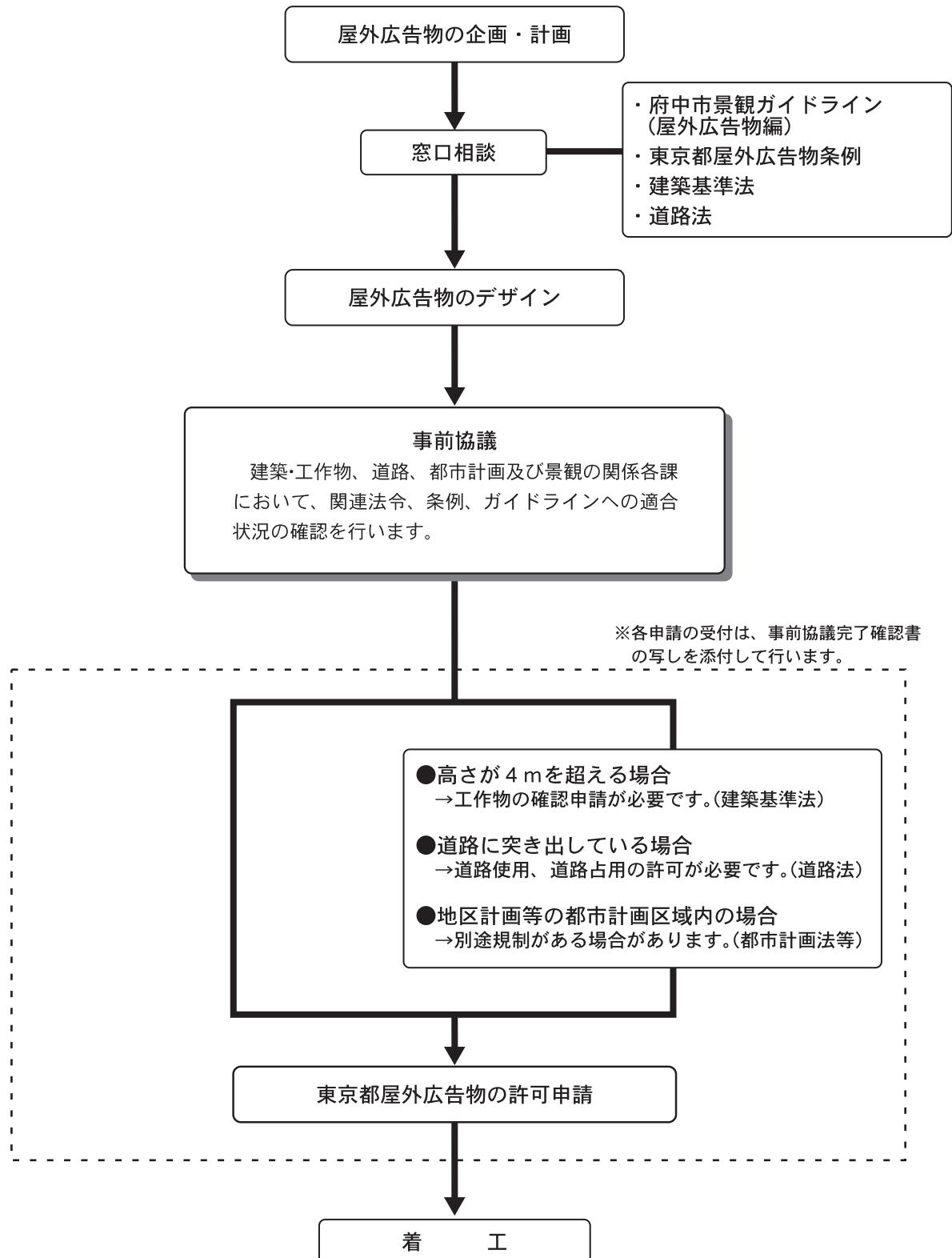
11

届出手続と景観広告づくりの役割

事前の届出

府中市では、屋外広告物の設置にあたり、市、市民、事業者、設計者が協働で景観広告による良好なまち並みを形成するために、東京都屋外広告物条例及び建築確認等の申請前に、関係各課において、事前協議が必要です。

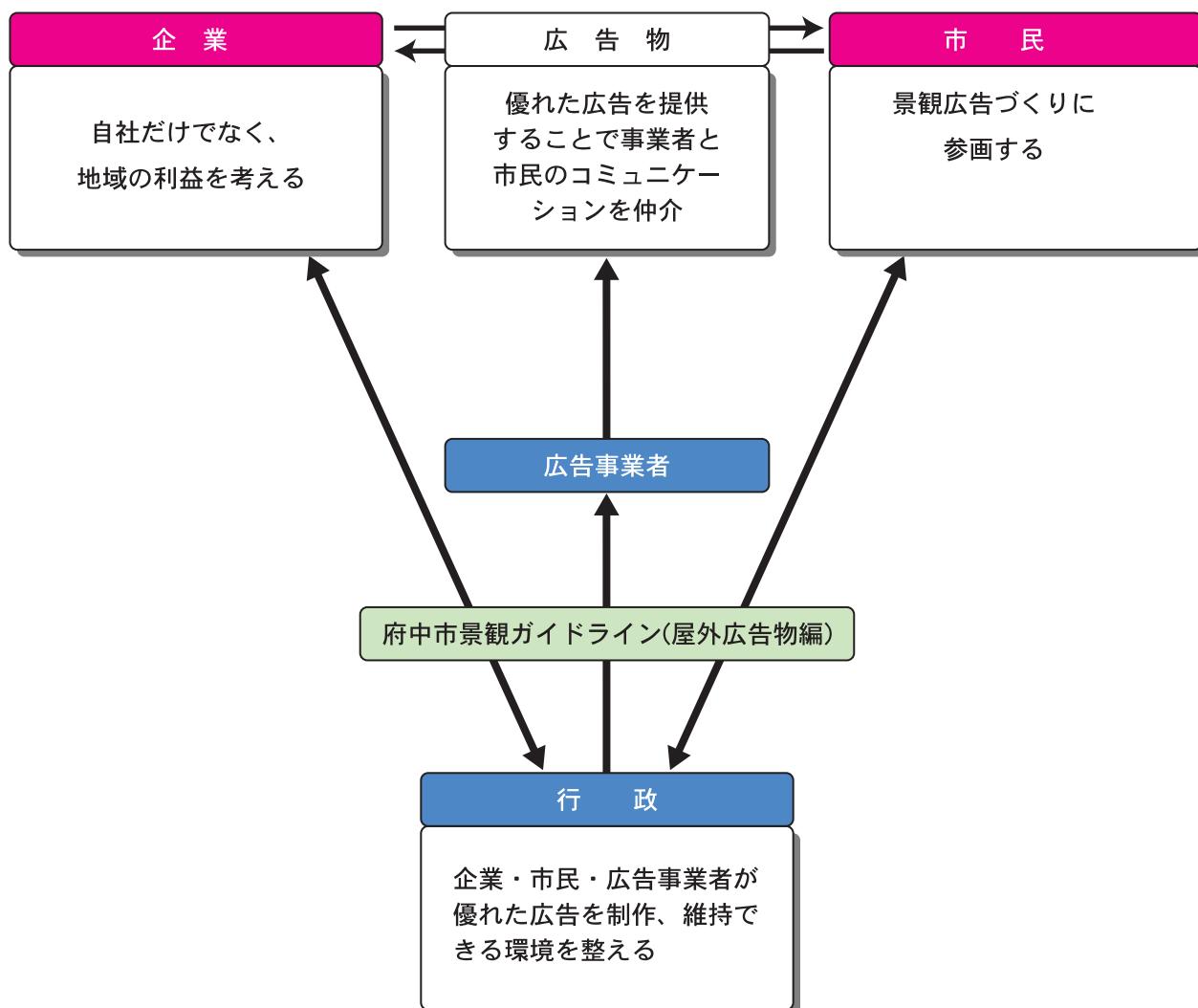
(屋外広告物の表示・設置の流れ)





景観広告づくりの役割

府中市では、行政、企業等、広告事業者、市民が、それぞれ以下のような役割を意識し、良好な景観の形成に貢献する景観広告が広まるよう努めます。



東京都屋外広告物条例は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としており、主な内容は次のとおりです。

禁止区域・禁止物件と適用除外の概要

地域による規制	物件による規制	表示できない広告物の規制
地域による規制 地域ごとの特徴を踏まえ、地域別のルールを定めています。	物件による規制 広告物の表示を禁止する物件を定めています。	表示できない広告物の規制 表示ができない広告物を定めています。
禁止区域 広告物を表示できない地域(府中市にかかわるもの) ○住居専用地域 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○中央自動車道沿道 道路(本線)の中心線から両側300m以内(用途地域内)・500m以内(用途地域外)・道路境界線から両側50m以内(インターチェンジ) ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、都知事の定める地域 ○前記に掲げるもののほか、別に都知事が定める地域 など	禁止物件 広告物を表示できない物件 ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、照明灯、煙突、吸排気塔、無線塔、形像、記念碑 等 ○石垣、崖、土手、堤防、よう壁 ○その他都知事の指定物件(パーキングメーター等) など はり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等のみが禁止されている物件 ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱	禁止広告物 設置してはいけない広告物 ○形状、規模、色彩、意匠、その他表示の方法が景観又は風致を害するおそれのある広告物等 ○腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等 ○構造又は設置の方法が危険な広告物等 ○風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等 ○信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等
許可区域 禁止地域以外では、広告物の表示には許可が必要です。許可基準は地域や広告物の種類ごとに決められています。	適用除外 <ul style="list-style-type: none"> ■許可を受けなくても表示できる広告物 ○自家用広告物で、条件にあうもの ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するもの ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの <ul style="list-style-type: none"> ■許可を受ければ、禁止区域でも表示できる広告物 ○自家用広告物で、条件にあうもの ○道標・案内図版等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○都知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に標示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの ○都知事の指示した道路の路線用地沿いの禁止区域で、当該路線から展望できないもの 	

*屋外広告物の種類ごとの設置基準や詳細は、東京都屋外広告物条例及び屋外広告物のしおり(東京都)を参照してください。



自家用広告物の適用除外基準

地域・地区等	禁止されている事項	中央高速から展望できる禁止区域内の禁止事項	許可がいらない合計面積	禁止区域内において許可のできる合計面積
1 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	○屋上への取り付け ○壁面からの突出 ○ネオン管の使用	○光源の点滅 ○赤色光の使用 (表示面積の1/20以下は使用できる。この表において以下同じ)	5 m ² 以下	20 m ² 以下 (ただし学校、病院は50 m ² 以下) (事業・営業内容を含めることはできません。)
2 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺、歴史的、都市美的建造物及びその周辺並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で知事の定める地域	○屋上への取り付け ○光源の使用 ○高彩度の色彩の使用	○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用	1と3の地域内 5 m ² 以下 4と5の地域内 10 m ² 以下	
3 全域	橋、高架道路、高架鉄道及び軌道、石垣等からの突出		5 m ² 以下	
4 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域 5 都市計画区域のうち用途地域の未指定地域		○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用	10 m ² 以下	

※屋外広告物の種類ごとの設置基準や詳細は、東京都屋外広告物条例及び屋外広告物のしおり(東京都)を参照してください。

OUTDOOR ADvertising GUIDELINE

府中市景観ガイドライン(屋外広告物編)

発行日／平成21年4月

編集・発行／都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話(042)364-4111(代表)、335-4412(計画課)

FAX(042)335-0499

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

※本ガイドラインで使用している写真は一例であり、他の企業でも同様の工夫をしている場合
があります。



府中市

府中市都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 (042) 335-4412 FAX (042) 335-0499

E-mail tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp